

法定外の労働災害保険の加入について

北茨城市では、公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第 35 号）において、公共工事等に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険契約（以下「法定外の労災保険」という。）の保険料を予定価格へ反映することが、発注者等の責務として位置づけられたことを踏まえ、法定外の労災保険の保険料を積算に反映した上で、予定価格を設定しております。

つきましては、建設工事を受注される事業者様のうち、法定外の労災保険に未加入の事業者様におかれましては、本改正の趣旨を御理解いただき、速やかに御加入くださいますようお願いいたします。

なお、北茨城市では、令和 9・10 年度の建設工事入札参加資格審査において、法定外の労災保険の加入を要件化する予定ですので、あらかじめご了承ください。

【問い合わせ先】

北茨城市 総務部 総務課 約検査室
内線 335・336

※法定外の労働災害保険とは

公財）建設業福祉共済団、（一社）全国建設業労災互助会、全日本火災共済協同組合連合会、（一社）全国労働保険事務組合連合会又は保険会社との間で、労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）に基づく保険給付の基因となった業務災害及び通勤災害（下請負人に係るものを含む。）に関する給付についての契約であって（a）及び（b）に該当するもの。

- （a）当該給付が申請者の直接の使用関係にある職員のほか、受注者が請け負った建設工事を施工する下請負人の直接の使用関係にある職員も対象にするものであること。
- （b）当該給付が労働災害補償保険の障害等級第 1 級から第 7 級までに係る障害補償給付及び障害給付並びに遺族補償給付及び遺族給付の基因となった災害のすべてを対象とするものであること。